

南部箕蚊屋広域連合監査委員条例

平成11年 7 月19日 条例第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第202条の規定に基づき、監査委員に関し必要な事項を定めるものとする。

(監査及び検査)

第 2 条 監査委員は、法第199条第 4 項の規定による監査又は法第235条の 2 第 1 項の規定による検査を行うときは、監査又は検査期日の 7 日前までにその日時及び場所並びに監査又は検査事項を広域連合長に通知しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、その期間を短縮することができる。

(決算審査)

第 3 条 法第233条第 2 項及び第241条第 5 項の規定による決算審査は、審査に付せられた日から30日以内にその意見を付して広域連合長に提出しなければならない。

(請求又は要求監査)

第 4 条 法第75条第 1 項、第98条第 2 項、第199条第 6 項及び第 7 項、第242条第 1 項並びに第243条の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は要求があったときは、監査委員は、当該請求又は要求があった日から10日以内に監査に着手しなければならない。

(公表の方法)

第 5 条 監査委員が行う公表は、南部箕蚊屋広域連合公告式条例（平成11年南部箕蚊屋広域連合条例第 2 号）の例による。

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、監査委員の職務の執行に関し必要な事項は、監査委員が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。